

岩手県世界遺産保存活用推進協議会設置要綱の一部改正について

1 改正の理由

- (1) 日本の他の世界遺産と同様に、知事を会長とし、保存管理体制を強化すること。
- (2) 世界遺産事務に係る岩手県の組織改編が行われること。

2 主な改正内容

- (1) 会長を県教育長から県知事としたこと。
- (2) 副会長を県南広域振興局長から県教育長としたこと。
- (3) 委員に県南広域振興局長及び文化スポーツ部長を加えたこと。
- (4) 事務局を県教育委員会事務局生涯学習文化課から県文化スポーツ部文化振興課としたこと。
- (5) 平泉保存検討部会、縄文保存活用検討部会の事務局を県教育委員会事務局生涯学習文化課から県文化スポーツ部文化振興課としたこと。
- (6) それぞれの部会に副部会長を置いたこと。
- (7) やむを得ない場合、書面による会議の開催ができることとしたこと。

3 その他

平成29年4月1日から施行するものであること。

岩手県世界遺産保存活用推進協議会設置要綱

（設置）

第1条 世界遺産に係る「平泉の文化遺産」（以下「平泉」という。）及び岩手県内の「縄文遺跡群」（以下「縄文」という。）の保存及び活用を推進するため、岩手県世界遺産保存活用推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は「平泉」及び「縄文」の世界遺産に関する次の事項を協議する。

- (1) 「平泉」及び「縄文」の世界遺産の保存並びに活用に関する総合調整に関すること。
- (2) 「平泉」及び「縄文」の世界遺産に関する関連施策の検討及び連絡調整に関すること。
- (3) その他「平泉」及び「縄文」の世界遺産の保存並びに活用の推進に関すること。

（組織）

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は岩手県知事を、副会長は岩手県教育委員会教育長をもって充てる。
- 3 会長が不在のときは、副会長がその職務を代理する。
- 4 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

（会議）

第4条 協議会は、会長が必要に応じ招集し、主宰する。

- 2 会長は、必要に応じ関係委員による会議を招集することができる。
- 3 協議会は、必要に応じ関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 4 会長は、やむを得ない事情により招集して会議を開催できないときは、書面による会議に代えることができる。

（部会）

第5条 協議会における特定事案について検討するため、協議会に部会を置く。

- 2 協議会には次の各号に掲げる部会を置き、それぞれの部会に係る事項を協議する。
 - (1) 平泉保存検討部会
 - ア 資産の保存管理に関すること。
 - イ 行動計画の策定に関すること。
 - ウ 資産周辺の景観の維持に関すること。
 - エ 資産及びその周辺における開発事業の調整に関すること。（設置）
 - オ その他資産の保存に関すること。
 - (2) 平泉活用検討部会
 - ア 資産を活用した観光振興に関すること。
 - イ 資産を活かしたまちづくりの推進に関すること。
 - ウ 行動計画の策定に関すること。
 - エ 人材育成の推進に関すること。
 - オ 便益施設整備の調整に関すること。

カ その他資産を活用した諸事案に関すること。

(3) 縄文保存活用検討部会

前2号に掲げる事項。

- 3 前項に定めるもののほか、会長は、必要に応じ部会を置くことができる。
- 4 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 5 平泉保存検討部会長及び縄文保存活用検討部会長は岩手県文化スポーツ部文化振興課長を、平泉活用検討部会長は岩手県県南広域振興局経営企画部長をもって充てる。
- 6 平泉保存検討部会副部会長及び縄文保存活用検討部会副部会長は、岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課長を、平泉活用検討部会副部会長は岩手県文化スポーツ部文化振興課長をもって充てる。
- 7 平泉保存検討部会、平泉活用検討部会及び縄文保存活用検討部会の部会員は、別表2に掲げる課公所の担当職員をもって充てる。
- 8 部会は、会長又は部会長が必要に応じ招集し、主宰する。
- 9 部会長がやむを得ない事情により部会に出席できないときは、副部会長が代理することができる。
- 10 部会は、必要に応じ関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 協議会の庶務を処理するため、岩手県文化スポーツ部文化振興課に事務局を置く。

- 2 部会の庶務を処理するため、平泉保存検討部会及び縄文保存活用検討部会にあつては岩手県文化スポーツ部文化振興課に、平泉活用検討部会にあつては岩手県県南広域振興局経営企画部に事務局を置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会及び部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年1月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 3 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（第3条関係）

会 長	岩手県知事
副 会 長	岩手県教育委員会教育長
委 員	国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所長
〃	一関市長
〃	奥州市長
〃	平泉町長
〃	一戸町長
〃	岩手県商工会議所連合会専務理事
〃	公益財団法人岩手県観光協会専務理事
〃	岩手県文化スポーツ部長
〃	岩手県商工労働観光部長
〃	岩手県農林水産部長
〃	岩手県県土整備部長
〃	岩手県県南広域振興局長
〃	岩手県県北広域振興局長

別表2（第5条関係）

1 平泉保存検討部会

部 会 長	岩手県文化スポーツ部文化振興課総括課長
副部会長	岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課文化財課長
部 会 員	国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所工務第一課
〃	国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所調査第二課
〃	一関市教育委員会事務局教育部文化財課
〃	一関市教育委員会事務局教育部骨寺荘園室
〃	一関市建設部都市整備課
〃	奥州市教育委員会事務局歴史遺産課世界遺産登録推進室
〃	奥州市都市整備部都市計画課
〃	平泉町世界遺産推進室
〃	平泉町建設水道課
〃	岩手県農林水産部農業振興課
〃	岩手県農林水産部農村計画課
〃	岩手県農林水産部森林保全課
〃	岩手県県土整備部道路建設課
〃	岩手県県土整備部道路環境課
〃	岩手県県土整備部河川課
〃	岩手県県土整備部都市計画課
〃	岩手県県南広域振興局経営企画部
〃	岩手県県南広域振興局農政部農村整備室
〃	岩手県県南広域振興局土木部
〃	岩手県県南広域振興局農政部一関農村整備センター
〃	岩手県県南広域振興局土木部一関土木センター

2 平泉活用検討部会

部会長	岩手県県南広域振興局経営企画部長
副部会長	岩手県文化スポーツ部文化振興課総括課長
部会員	国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所工務第一課
〃	国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所調査第二課
〃	一関市商工労働部商業観光課
〃	一関市教育委員会事務局教育部骨寺荘園室
〃	奥州市商工観光部商業観光課
〃	奥州市教育委員会事務局歴史遺産課世界遺産登録推進室
〃	平泉町まちづくり推進課
〃	平泉町観光商工課
〃	岩手県商工会議所連合会
〃	公益財団法人岩手県観光協会
〃	岩手県商工労働観光部観光課
〃	岩手県農林水産部農林水産企画室
〃	岩手県県土整備部県土整備企画室
〃	岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課

3 縄文保存活用検討部会

部会長	岩手県文化スポーツ部文化振興課総括課長
副部会長	岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課文化財課長
部会員	一戸町総務部まちづくり課
〃	一戸町産業部産業課
〃	一戸町建設部地域整備課
〃	御所野縄文博物館
〃	岩手県商工労働観光部観光課
〃	岩手県農林水産部農業振興課
〃	岩手県農林水産部森林保全課
〃	岩手県県土整備部都市計画課
〃	岩手県県北広域振興局保健福祉環境部
〃	岩手県県北広域振興局農政部
〃	岩手県県北広域振興局経営企画部二戸地域振興センター
〃	岩手県県北広域振興局農政部二戸農林振興センター林務室
〃	岩手県県北広域振興局土木部二戸土木センター

岩手県世界遺産保存活用推進協議会設置要綱一部改正（案）新旧対照表

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。</p> <p>2 会長は<u>岩手県教育委員会教育長</u>を、副会長は<u>岩手県県南広域振興局長</u>をもって充てる。</p> <p>3～4 [略]</p> <p>(会議)</p> <p>第4条 協議会は、会長が必要に応じ招集し、主宰する。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>(部会)</p> <p>第5条 協議会における特定事案について検討するため、協議会に部会を置く。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 部会は、部会長及び部会員をもって組織する。</p> <p>5 平泉保存検討部会長及び縄文保存活用検討部会長は<u>岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課世界遺産担当課長</u>を、平泉活用検討部会長は岩手県県南広域振興局経営企画部長をもって充てる。</p> <p><u>6</u> [略]</p> <p><u>7</u> 部会は、部会長が必要に応じ招集し、主宰する。</p> <p><u>8</u> [略]</p> <p>(事務局)</p> <p>第6条 協議会の庶務を処理するため、<u>岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課</u>に事務局を置く。</p> <p>2 部会の庶務を処理するため、平泉保存検討部会及び縄文保存活用検討部会にあつては<u>岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課</u>に、平泉活用検討部会にあつては岩手県県南広域振興局経営企画部に事務局を置く。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。</p> <p>2 会長は<u>岩手県知事</u>を、副会長は<u>岩手県教育委員会教育長</u>をもって充てる。</p> <p>3～4 [略]</p> <p>(会議)</p> <p>第4条 協議会は、会長が必要に応じ招集し、主宰する。</p> <p>2～3 [略]</p> <p><u>4</u> 会長は、やむを得ない事情により招集して会議を開催できないときは、書面による会議に代えることができる。</p> <p>(部会)</p> <p>第5条 協議会における特定事案について検討するため、協議会に部会を置く。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 部会は、部会長、<u>副部会長</u>及び部会員をもって組織する。</p> <p>5 平泉保存検討部会長及び縄文保存活用検討部会長は<u>岩手県文化スポーツ部文化振興課総括課長</u>を、平泉活用検討部会長は岩手県県南広域振興局経営企画部長をもって充てる。</p> <p><u>6</u> 平泉保存検討部会副部会長及び縄文保存活用検討部会副部会長は、<u>岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課文化財課長</u>を、平泉活用検討部会副部会長は<u>岩手県文化スポーツ部文化振興課総括課長</u>をもって充てる。</p> <p><u>7</u> [略]</p> <p><u>8</u> 部会は、<u>会長又は</u>部会長が必要に応じ招集し、主宰する。</p> <p><u>9</u> 部会長がやむを得ない事情により部会に出席できないときは、<u>副部会長が代理</u>することができる。</p> <p><u>10</u> [略]</p> <p>(事務局)</p> <p>第6条 協議会の庶務を処理するため、<u>岩手県文化スポーツ部文化振興課</u>に事務局を置く。</p> <p>2 部会の庶務を処理するため、平泉保存検討部会及び縄文保存活用検討部会にあつては<u>岩手県文化スポーツ部文化振興課</u>に、平泉活用検討部会にあつては岩手県県南広域振興局経営企画部に事務局を置く。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

改正前		改正後	
別表1（第3条関係）		別表1（第3条関係）	
会 長	<u>岩手県教育委員会教育長</u>	会 長	<u>岩手県知事</u>
副 会 長	<u>岩手県県南広域振興局長</u>	副 会 長	<u>岩手県教育委員会教育長</u>
委 員	国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所長	委 員	国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所長
〃	一関市長	〃	一関市長
〃	奥州市長	〃	奥州市長
〃	平泉町長	〃	平泉町長
〃	一戸町長	〃	一戸町長
〃	岩手県商工会議所連合会専務理事	〃	岩手県商工会議所連合会専務理事
〃	公益財団法人岩手県観光協会専務理事	〃	公益財団法人岩手県観光協会専務理事
〃	<u>岩手県政策地域部長</u>	<u>〃</u>	<u>岩手県文化スポーツ部長</u>
〃	岩手県商工労働観光部長	〃	岩手県商工労働観光部長
〃	岩手県農林水産部長	〃	岩手県農林水産部長
〃	岩手県県土整備部長	〃	岩手県県土整備部長
〃	岩手県県北広域振興局長	<u>〃</u>	<u>岩手県県南広域振興局長</u>
〃		〃	岩手県県北広域振興局長
別表2（第5条関係）		別表2（第5条関係）	
1 平泉保存検討部会		1 平泉保存検討部会	
部 会 長	岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課世界遺産担当課長	部 会 長	<u>岩手県文化スポーツ部文化振興課総括課長</u>
部 会 員	<u>国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所工務第三課</u>	副 部 会 長	<u>岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課文化財課長</u>
〃	国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所調査第二課	部 会 員	<u>国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所工務第一課</u>
〃	一関市教育委員会事務局教育部文化財課	〃	国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所調査第二課
〃	一関市教育委員会事務局教育部骨寺荘園室	〃	一関市教育委員会事務局教育部文化財課
〃	一関市建設部都市計画課	〃	一関市教育委員会事務局教育部骨寺荘園室
〃	奥州市教育委員会事務局歴史遺産課世界遺産登録推進室	〃	一関市建設部都市整備課
〃	奥州市都市整備部都市計画課	〃	奥州市教育委員会事務局歴史遺産課世界遺産登録推進室
〃	平泉町世界遺産推進室	〃	奥州市都市整備部都市計画課
〃	平泉町建設水道課	〃	平泉町世界遺産推進室
〃	岩手県農林水産部農業振興課	〃	平泉町建設水道課
〃	岩手県農林水産部農村計画課	〃	岩手県農林水産部農業振興課
〃	岩手県農林水産部森林保全課	〃	岩手県農林水産部農村計画課
〃	岩手県県土整備部道路建設課	〃	岩手県農林水産部森林保全課
〃	岩手県県土整備部道路環境課	〃	岩手県県土整備部道路建設課
〃	岩手県県土整備部河川課	〃	岩手県県土整備部道路環境課
〃	岩手県県土整備部都市計画課	〃	岩手県県土整備部河川課
〃	岩手県県南広域振興局経営企画部	〃	岩手県県土整備部都市計画課
〃	岩手県県南広域振興局農政部農村整備室	〃	岩手県県南広域振興局経営企画部
〃	岩手県県南広域振興局土木部	〃	岩手県県南広域振興局農政部農村整備室
〃	岩手県県南広域振興局農政部一関農村整備センター	〃	岩手県県南広域振興局土木部
〃	岩手県県南広域振興局土木部一関土木センター	〃	岩手県県南広域振興局農政部一関農村整備センター
〃		〃	岩手県県南広域振興局土木部一関土木センター
備考 改正部分は、下線の部分である。			

改正前		改正後	
2 平泉活用検討部会		2 平泉活用検討部会	
部会長	岩手県南広域振興局経営企画部長	部会長	岩手県南広域振興局経営企画部長
部会員	<u>国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所工務第三課</u>	副部会長	<u>岩手県文化スポーツ部文化振興課総括課長</u>
〃	国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所調査第二課	部会員	<u>国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所工務第一課</u>
〃	一関市商工労働部商業観光課	〃	国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所調査第二課
〃	一関市教育委員会事務局教育部骨寺荘園室	〃	一関市商工労働部商業観光課
〃	奥州市商業観光課	〃	一関市教育委員会事務局教育部骨寺荘園室
〃	奥州市教育委員会事務局歴史遺産課世界遺産登録推進室	〃	奥州市商工観光部商業観光課
〃	<u>平泉町総務企画課</u>	〃	奥州市教育委員会事務局歴史遺産課世界遺産登録推進室
〃	平泉町観光商工課	〃	<u>平泉町まちづくり推進課</u>
〃	岩手県商工会議所連合会	〃	平泉町観光商工課
〃	公益財団法人岩手県観光協会	〃	岩手県商工会議所連合会
〃	<u>岩手県政策地域部政策推進室</u>	〃	公益財団法人岩手県観光協会
〃	岩手県商工労働観光部観光課	〃	岩手県商工労働観光部観光課
〃	岩手県農林水産部農林水産企画室	〃	岩手県農林水産部農林水産企画室
〃	岩手県県土整備部県土整備企画室	〃	岩手県県土整備部県土整備企画室
〃	岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課	〃	<u>岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課</u>
3 縄文保存活用検討部会		3 縄文保存活用検討部会	
部会長	<u>岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課世界遺産担当課長</u>	部会長	<u>岩手県文化スポーツ部文化振興課総括課長</u>
部会員	一戸町総務部まちづくり課	副部会長	<u>岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課文化財課長</u>
〃	一戸町産業部産業課	部会員	一戸町総務部まちづくり課
〃	一戸町建設部地域整備課	〃	一戸町産業部産業課
〃	御所野縄文博物館	〃	一戸町建設部地域整備課
〃	岩手県商工労働観光部観光課	〃	御所野縄文博物館
〃	岩手県農林水産部農業振興課	〃	岩手県商工労働観光部観光課
〃	岩手県農林水産部森林保全課	〃	岩手県農林水産部農業振興課
〃	岩手県県土整備部都市計画課	〃	岩手県農林水産部森林保全課
〃	岩手県県北広域振興局保健福祉環境部	〃	岩手県県土整備部都市計画課
〃	岩手県県北広域振興局農政部	〃	岩手県県北広域振興局保健福祉環境部
〃	岩手県県北広域振興局経営企画部二戸地域振興センター	〃	岩手県県北広域振興局農政部
〃	岩手県県北広域振興局農政部二戸農林振興センター林務室	〃	岩手県県北広域振興局経営企画部二戸地域振興センター
〃	岩手県県北広域振興局土木部二戸土木センター	〃	岩手県県北広域振興局農政部二戸農林振興センター林務室
備考 改正部分は、下線の部分である。			

平泉ガイダンス施設整備検討部会設置要綱

（設置）

第1条 「平泉の文化遺産」ガイダンス施設の機能等の検討や意見調整を行うため、岩手県世界遺産保存活用推進協議会設置要綱第5条3に基づき、平泉ガイダンス施設整備検討部会（以下「ガイダンス部会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 「平泉の文化遺産」ガイダンス施設整備について、機能、展示等の内容及び活用のあり方等に係る事項について検討を行うもの。

（組織）

第3条 ガイダンス部会は、別表に掲げる委員で組織する。

2 ガイダンス部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

3 ガイダンス部会長は、岩手県文化スポーツ部文化振興課総括課長を、副部会長は、岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課文化財課長をもって充てる。

4 ガイダンス部会の部会員は、別表に掲げる課公所の担当職員をもって充てる。

5 ガイダンス部会は、部会長が必要に応じ招集し、主宰する。

6 ガイダンス部会は、必要に応じ関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（事務局）

第4条 部会の庶務を処理するため、岩手県文化スポーツ部文化振興課に事務局を置く。

（補則）

第5条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

部会長	岩手県文化スポーツ部文化振興課総括課長
副部会長	岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課文化財課長
委員	国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所調査第二課
〃	一関市教育委員会事務局教育部骨寺村荘園室
〃	奥州市教育委員会事務局歴史遺産課世界遺産登録推進室
〃	平泉町世界遺産推進室
〃	平泉町まちづくり推進課
〃	岩手県県土整備部道路環境課
〃	岩手県県南広域振興局一関土木センター
〃	岩手県県南広域振興局経営企画部